

その他資料（1）

昭島市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区に定めることができる区域の規模を定めるものとする。

（規模）

第2条 法第3条第2項の規定により条例で定める区域の規模は、300平方メートル以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

